

○船橋市障害者支援施設条例

平成17年3月31日
条例第20号

船橋市障害者支援施設条例

(平24条例13・改称)

船橋市知的障害者更生施設条例(昭和49年船橋市条例第19号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第5条第11項に規定する障害者支援施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平18条例33・全改、平24条例13・平25条例13・一部改正)

(設置、名称及び位置)

第2条 市は、障害者支援施設を設置する。

2 障害者支援施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 船橋市障害者支援施設北総育成園
- (2) 位置 香取郡東庄町笹川い字龍ヶ谷5852番地1

(平24条例13・一部改正)

(業務)

第3条 船橋市障害者支援施設北総育成園(以下「北総育成園」という。)は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 法第5条第7項に規定する生活介護(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体障害者(以下「身体障害者」という。)の利用に係るものを除く。)に関すること。
- (2) 法第5条第8項に規定する短期入所(身体障害者の利用に係るものを除く。)に関すること。
- (3) 法第5条第10項に規定する施設入所支援(身体障害者の利用に係るものを除く。)に関すること。
- (4) 法第77条第5項に規定する地域生活支援事業のうち障害者(法第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。)又は障害児(法第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。)の日中における活動の場を確保し、障害者又は障害児を日常的に介護している家族の一時的な休息等を目的とする事業
- (5) その他市長が特に必要があると認めること。

(平18条例13・平18条例33・平23条例4・平24条例13・平25条例13・令6条例7・一部改正)

(指定管理者による管理)

第4条 北総育成園の管理は、社会福祉法人であつて市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条各号に掲げる業務に関すること。
- (2) 利用の申込みに対する承諾に関すること。
- (3) 第10条に規定する利用料の收受に関すること。
- (4) 北総育成園の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (5) その他北総育成園の運営に関する事務のうち、市長が必要があると認めるもの

(平18条例13・平24条例13・一部改正)

(指定管理者の指定の申請)

第6条 第4条の規定による指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

- (1) 北総育成園の事業計画書
- (2) その他規則で定める書類

(指定管理者の指定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) 障害者支援施設（知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者を対象としたものに限る。）を経営し、又は経営したことがあること。
- (2) 事業計画書による北総育成園の管理が利用者の平等な利用を確保し、サービスの向上が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容が北総育成園の効用を最大限に発揮させ、かつ、効率的な管理が図られるものであること。
- (4) 事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (5) 関係法令等を遵守するものであること。

(平18条例33・平24条例13・一部改正)

(事業報告書の作成及び提出)

第8条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 北総育成園の管理の実施状況及び利用状況
- (2) 北総育成園の管理に係る収支状況
- (3) その他北総育成園の管理の実態を把握するため、市長が必要があると認める事項

(利用定員)

第9条 北総育成園を利用する者（以下「利用者」という。）の定員は、75人とする。

(利用料)

第10条 利用者又はその保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。）は、利用料として法第29条第1項に規定する主務省令で定める費用で指定管理者が市長の承認を得て定めた額及び同条第3項第1号に規定する主務大臣が定める基準により算定した費用の額を指定管理者に支払わなければならない。

(平18条例13・全改、平18条例33・平23条例4・平24条例13・令5条例7・一部改正)

(利用料の収入)

第11条 利用料は、指定管理者の収入とする。

(利用の制限)

第12条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、北総育成園を利用させないことができる。

- (1) 利用者が団体生活に著しく支障をきたし、又はきたすおそれのある者であるとき。
- (2) 疾病又は負傷により、継続して3月を超えて医療機関において入院を要する者であると認められたとき。

- (3) 利用者が伝染性疾患を有する者であるとき。
- (4) 正当な理由がなく利用料を3月以上滞納したとき。
- (5) その他管理上支障があるとき。

(平24条例13・一部改正)

(損害賠償)

第13条 指定管理者及び利用者は、北総育成園の施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(秘密保持義務)

第14条 指定管理者及び北総育成園の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、北総育成園の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第4条の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続は、この条例の施行前においても、第6条及び第7条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例の施行前に改正前の船橋市知的障害者更生施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の船橋市知的障害者更生施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年3月31日条例第13号）抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(船橋市知的障害者更生施設条例の一部改正に伴う経過措置)

第5条 第6条の規定による改正後の船橋市知的障害者更生施設条例第10条の規定は、第6条の規定の施行の日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の使用に係る費用については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月29日条例第33号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 3 第3条の規定による改正後の船橋市知的障害者更生施設条例第10条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月31日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日までの間において規則で定める日から施行する。

(平成23年規則第74号で平成24年4月1日から施行。ただし、条例第8条の規定（船橋市知的障害者更生施設条例（平成17年船橋市条例第20号）第3条第2号の改正規定に限る。）は、平成23年10月1日から施行）

船橋市障害者支援施設条例

附 則（平成24年3月30日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第10条の規定は、平成24年4月1日以後の利用に係る利用料について適用し、同日前の利用に係る利用料については、なお従前の例による。

附 則（平成25年3月29日条例第13号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第1条中船橋市消防団員等公務災害補償条例第9条の2第1項第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）、第2条中議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第10条の2第2号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）、第6条中船橋市障害者授産施設条例第3条第2号の改正規定、第7条中船橋市地域活動支援センター条例第1条の改正規定（「第5条第26項」を「第5条第25項」に改める部分に限る。）及び第3条第1号の改正規定、第8条中船橋市身体障害者福祉ホーム条例第1条の改正規定（「第5条第27項」を「第5条第26項」に改める部分に限る。）並びに第9条中船橋市障害者支援施設条例第1条の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）及び第3条第3号の改正規定 平成26年4月1日

附 則（令和5年3月28日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日条例第7号）

この条例は、令和6年4月1日から施行する。